

公益財団法人国際文化会館

プログラムの独立性：寄附及び助成受領に関するガイドライン

公益財団法人国際文化会館のプログラム¹を運営するための個人・法人からの寄附（賛助会費を含む）、助成財団からの助成金、民間企業からの委託費、政府及び政府系団体からの補助金・助成金（競争的資金を含む）・委託費の受領については、下記の方針に則る。以下、支援者及び助成団体と総称する。

1 ミッションへの賛同

当会館のプログラムは「多様な世界との知的対話、政策研究、文化交流を促進し、自由で、開かれた、持続可能な未来をつくることに貢献する」ことをミッションとする。当会館のプログラムは、このミッションに賛同する支援者及び助成団体に支えられる。

2 プログラムの独立性

当会館プログラムの企画・立案・執行・評価に関する独立性は、公益法人として公共の利益に寄与し、その活動の信頼性と客観性を確保する重要な原則である。そのため、当会館は支援者及び助成団体と共にミッションを実現する協力を推進しながらも、当会館プログラムの独立性を毀損する、又は独立性に制約を加える資金源からの資金提供を求めたり、受け入れることはない。

当会館プログラムに対する特定の支援者及び助成団体の影響力が過剰とならないように、特定の支援者及び助成団体から提供される資金の規模が、プログラム全体の収入に占める割合の15%を超えないようにする。また、支援者及び助成団体の全体のポートフォリオにおいても、特定の業界に集中しないように留意する。

3 政治的な中立

国内外政府及び政府系助成団体からの資金は、当会館プログラムのミッション推進及び公共の利益に寄与する目的において、プログラムの独立性を担保した上で受領することができる。但し、当会館のミッションに適合しない思想・宗教・政治的主張や、特定の政治活動の普及を目的とする寄付や支援、また当会館の行動規範にふさわしくない個人・団体等、当会館プログラムの独立性及び社会的信用に影響を与える者からの寄付や支援は受領しない。

4 利益相反マネジメント

当会館プログラムと支援者及び助成団体との利益が相反し、当会館の独立性と公益法人としての社会的責任を損なうことのないよう、組織としての利益相反マネジメントを適切に行う。当会館プログラムにおける組織の利益相反とは、支援者及び助成団体との経済的な利益関係等によって、当会館の独立性と公正な判断が損なわれ、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態のことをいう。当会館は「6. ガバナンス」に基づき、支援者及び助成団体との利益相反の状況を把握し、適切に対処する。

5 透明性の確保

当会館プログラムに対する支援者及び助成団体からの寄附・助成に関し、適切な情報公開

¹ 本ガイドラインは、公益目的事業（1）及び公益目的事業（3）のプログラムを対象とする。

を行う。支援者及び助成団体の属性（国内・国外、企業・個人・その他など）について、適宜情報を開示する。但し、個人支援者がプライバシーの観点から匿名を希望し、そのことが事業の独立性と透明性に大きく影響しない場合は、その希望を尊重できることとする（法規則上の義務の充足を除く）。

6 ガバナンス

本ガイドラインは当会館独立性委員会が定める。独立性委員会は同委員会運営規則に則り、ガイドラインの遵守状況を監督し、ガイドラインの遵守に必要な指導を行う。

当会館の業務執行を担う経営会議は「（補則）経営会議での確認事項」に則り、支援者及び助成団体からの寄附及び助成案件を審議し、その結果を毎年1回、独立性委員会の会合で報告し、独立性委員会が審議する。但し、経営会議における審議において、問題性を有すると判断された寄附及び助成については、独立性委員会に速やかに審議を依頼する。独立性委員会は、ガイドラインに違反又は抵触するおそれのある案件や当会館の独立性に重大な影響を及ぼし得る案件については、理事長に改善を指示する。理事長は適切な是正措置をとる一方、ガイドラインに違反又は抵触するおそれのある案件や当会館の独立性に重大な影響を及ぼし得ると判断する案件について、当会館の運営に必要と判断し資金の提供を受ける場合には、評議員会を招集し、評議員会の決議を経るものとする。

本ガイドライン及びその運用は、社会情勢の変化に応じ、適宜独立性委員会において審議・改定する。

附則

2024年9月26日施行